法令適用事前確認手続(照会書)

平成16年6月24日

総合政策局複合貨物流通課 殿

照会者名:税理士 白坂 博行

住所:横浜市神奈川区西神奈川1-6-1サクラピア605

下記について、照会します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1.法令名及び条項

貨物利用運送事業法 第3条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

綿花輸入業者が、輸入した綿花で陸揚げ手続き等を終えて倉庫に一時的に保管されてある綿花を、国内の他の事業者に配送するに際して、当該綿花配送の手配を請け負う業務を行うとした場合、貨物利用運送事業法に抵触するでしょうか。

- ・当方は綿花輸入業者から、倉庫にある綿花とその配送先の指示書を受け取ります。
- ・当該指示書に基づいて、当方は当該綿花を運送業者に配送依頼を行います。
- ・運送業者へ当該綿花の発送依頼は当方の名義で行い、その発送にかかる費用も当方が負担します。
- ・当方は、当該綿花の配送に際して運送業者へ支払った運賃と、当方が行った配送手配にかかる報酬との合計額を、当該綿花輸入業者に請求します。
- ・当方は、当該綿花の配送時の運送責任を負わず、運送業者が運送責任を負う。
- 3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

上記事業は貨物利用運送事業法に抵触しないと思いますが、当該法令以外の法規等にも抵触しないでしょうか。

4 . 公表の延期の希望(希望する場合のみ)

特段の希望等なし

5.連絡先

上記照会者等の記載したところにご連絡下さい。